

朝倉氏による敦賀郡支配の変遷(上)

松原 信之

はじめに

朝倉氏による越前領国支配を論ずるなかで敦賀郡司と敦賀郡奉行に初めて言及したのは三〇年前の拙著であったが、当時はまだ史料の十分な証査を行わずに論述したために要を欠いたことはいなめない。その後、これをさらに詳細を極め敦賀郡司や郡奉行に限定され研究成果を発表されたのが河村昭一氏であった。⁽¹⁾しかし、筆者も河村氏の論稿を参考としながらも、前回の拙稿発表以来収集した新史料を加味し、改めて敦賀郡(現敦賀市)の史料を再検討精査して、朝倉氏の敦賀郡の支配機構と郡司の内衆について論及したのが本稿である。

朝倉氏による戦国大名としての領国支配機構が整備されると、越前国内における行政支配区域は、敦賀郡・大野郡と、これ以外の一乗谷を中心とした諸郡域の三区域に分けられ、敦賀と大野の両郡域には、すでに前代の

松原 朝倉氏による敦賀郡支配の変遷(上)

斯波氏時代から存在した郡司(または郡代)の制度と権限を朝倉氏も踏襲して、敦賀・大野両郡に朝倉一族を郡司に任命し、それぞれ郡奉行人制を置き、両郡内における裁判権や検断権(刑事犯人の検挙や事件の審理判決権限)の大部分を委任し分割統治させた。この分割統治は軍団の編成にもみられ、十五世紀末期の朝倉氏の兵力については「朝倉一乗衆精兵五千・修理進(朝倉景冬) 敦賀兵三千・慈視院大野兵二千、計一萬人」とある。当時すでに朝倉氏は一族や根本被官はもちろん、国内の国人衆や地侍らの多くを統制下に収めて、その知行制に基づいて徴発された軍役を軍団に編成していたことを示すものと考えられるが、敦賀・大野両郡における軍役徴兵権限も両郡司に委任されていたと考えられるが、朝倉家にとって重要な軍事統帥権や外交権は、当然、一乗谷の朝倉当主が統括するところであった。

第一章 初代敦賀郡司朝倉景冬の系譜

一、朝倉景冬

文明三年(一四七二)五月、朝倉英林孝景

が西軍から東軍へ帰参して越前平定を始める。と、海路による大内氏以下西国の兵糧を敦賀で押さえ、あわせて北国よりの東軍の糧道を開けるために、江北の朽木氏に対し若狭武田氏と連携して、敦賀郡境への出陣を督促する將軍御教書が発給されたが、敦賀郡の平定に従事したのは孝景の弟朝倉景冬であった。しかし、文明三年閏八月二十八日の陣中見舞いに対する札状である甲斐「信久書状」と、その副状である某「久泰書状」が西福寺に残されているから、この段階では敦賀郡は西軍の支配下にあつたとみられ、文明四年十一月十六日付の氣比社領大谷浦等の半済に関する朝倉景冬の奉書が景冬の初見史料となるから、これ以降から前代の「郡代」を踏襲する形で景冬が「敦賀郡司」の職に就任したらしい。⁽²⁾

このように、朝倉氏による敦賀郡支配は早くも始動していたが、「当国御陳之次第」によれば、文明六年閏五月五日には敦賀天神浜で合戦が行われているので、朝倉氏の敦賀郡平定も当初はやはり順調ではなかったらしい。しかし、平定された敦賀郡は北国年貢の中央へ送付される通過拠点であつたから、奈

良大乘院の「長享元年分北国年貢」、主として越前坂井郡坪江郷の一三六貫文の送付についても朝倉修理亮方へ一貫六〇〇文の謝礼を支出している。⁹¹⁾

文明十一年の「清水寺再興奉加帳」に「朝倉修理亮景冬」が慈視院光玖とともに柱五本(一〇〇貫文)を寄進しており朝倉家では高い地位にあったが、景冬の発給文書はもちろん、当時の記録文書のすべては官途が「修理亮」であって、『雑事記』の長享二年三月三十日条の「朝倉修理亮方 云々」が最後となる。ところが、景冬は兄の朝倉孝景の死後、「英林居士」の英姿を「越前敦賀津」において描かせ、京都建仁寺の天隠龍沢に賛を求めているが、明応二年(一四九三)七月二十六日の「英林居士十三年忌」においても「弟遠州」が「英林居士」の画像を造り、再び天隠龍沢に賛を求めたとあるから、この頃はすでに景冬は「遠州(遠江守)」を号していたことが知られる。「壬生本朝倉家譜」に「芳永遠江守景冬」と記載されているのはこのためで、景冬は晩年に官途を「修理亮」から「遠江守」と改め、明応四年九月二十日に死去し

た。法名は「芳永 宗弼」であった。⁹²⁾

景冬の家臣団については余り史料が残存しないが、『雑事記』長享元年(一四八七)閏十一月二十六日条に「朝倉修理亮景冬返事到来、同内者富森中務丞冬永返事到来」とあり、文明十八年九月七日付の「富森冬永判物」も残る。同十九年二月二十四日付の「石黒(又三郎)冬信安堵状」とともに兩人とも景冬の「冬」の偏諱を受けているから、景冬の内衆で、恐らく敦賀に在駐して代官(郡司代)的な職掌にあったのであろう。しかし、ともに景冬の子景豊の敦賀の乱の時に没落したらしい。

二、朝倉景豊

景冬の死没後、敦賀郡司職を継承したのは嫡男の孫四郎景豊であった。しかし、宗家の貞景に対する景豊謀叛の企てが、朝倉教景によつて文亀三年(一五〇三)三月晦日の夜、密かに朝倉貞景に注進され、四月三日、数千騎を率いた貞景が敦賀城を包囲したため景豊は自害して、乱は一日にして平定された。「東寺過去帳」は、この合戦で数百人が死亡した

と記している。乱平定後の五月三日付の京都祇園社宝寿院宛の「朝倉貞景書状」の中で「今度同名孫四郎(景豊)不思議之働現形段、就加成敗候儀」とあり、乱平定につき頂戴した音問と巻数の札を述べている。郡司職を継承した景豊は治世僅かに八年で滅亡したため、郡司としての活動記録はほとんど知られてない。ただ、文亀元年九月十三日の「川舟公事銭注文」に残る景豊と思われる花神のみが唯一の徴証であろう。

三、朝倉修理亮景嘉(朝倉景冬の系譜か)

朝倉景豊の滅亡後、敦賀郡司職は後述する如く朝倉教景に継承されたが、前記の「壬生本朝倉家譜」では、景豊の家督は舍弟の九郎兵衛に、さらにその弟の春蘭軒宗栢連之に継承されている。宗家に離反した景豊は滅亡しても、家祖の景冬の功績大なる故か、その家系は断絶しなかつたらしい。ところで、永禄十一年(一五六八)の足利義昭義景亭御成りの際に御札に伺候した朝倉同名衆のなかに「朝倉修理亮景嘉」が見える。「朝倉修理亮景嘉」は、どの「朝倉系図」にも見えないが、

景冬の官途の「修理亮」を襲名していることから、恐らく景冬の系譜を引く同名衆と思われる。この景嘉については、「伊勢古文書集」に、前年に越前某在所に御神楽料等を寄進した旨の天正二年（一五七四）七月と推定される「朝倉景嘉（修理亮）書状写」が収載されているが、「写」のため解読不能な部分があった。しかし、近年、発見された原本の「朝倉景嘉書状」の文面によると、朝倉義景滅亡後、景嘉は越後の上杉氏へ身を寄せたらしく、上杉謙信が上洛の時に越前で一城を与えて朝倉家再興を約している。しかし、景嘉の夢は実現されなかったが、その子孫は越後で継承されたのであろう。

- 注記
- (1) 松原信之著「朝倉領国支配の一考察」(『福井県地域史研究』第3号)
 - (2) 河村昭一著「朝倉氏の敦賀郡支配について」(『若越郷土研究』二〇〇一)
 - (3) 斯波氏時代の「敦賀郡代」についての存在は、前記の河村昭一の論文で確認されているが、その後、「福井県史」通史編2中世の第三章でも論及され、郡代には守護代甲斐氏の一族が代々配置された。
 - (4) 『藤涼軒日録』延徳四年（一四九二）正月三

松原 朝倉氏による敦賀郡支配の変遷(上)

- 日条
- (5) 『朽木家古文書』(『福井県史』資料編2、以下「県史」資2)と略称する
 - (6) 『西福寺文書』二二七号(『県史』資8)
 - (7) 『西福寺文書』二三八号(『県史』資8)
 - (8) 『平松文書』(『敦賀市史』史料編二)
 - (9) 郡司としての朝倉景冬発給の文書は、前記の点が確認される。
 - (10) 文明七年十一月二十六日付西福寺中興院宛「朝倉修理亮安堵状」・同八年九月二十日付清観院宛「朝倉景冬定書写」・延徳三年（一四九二）十二月二十六日付「朝倉景冬安堵状」(以上「西福寺文書」一三七号・一三八号・一四四号「県史」資8所収、また文明十年十月二十一日付「四郎大夫田地売券」(「永厳寺文書」敦賀市史「史料編二」)にも同月二十八日に「修理亮」が裏書安堵している。
 - (11) 「当国御陳之次第」は金沢市立図書館「加越能文庫所蔵」の「宗滴夜話」の加筆増補部分に増補されているもので、全文「福井市史」資料編2に収載されている。以下、文中に(「当国御陳之次第」として典拠しない。
 - (12) 『大乘院寺社雑事記』(以下、「雑事記」と略称する)長享二年三月十日条
 - (13) 『清水成就院文書』(『県史』資2)
 - (14) 『天隱語録』(『続群書類従』13輯上)
 - (15) 『英林居士十三年忌香語』(『天隱龍沢集 黙雲稿 異本』『五山文学新集』5)
 - (16) 京都大学文学部国史教室所蔵文書で、松原信之著「壬生本朝倉系図について」として、文献出版「日本海地域史研究」第六輯に所収されている。なお、「壬生本朝倉系図」の「系図」を「家譜」とした。以下、文中に「壬生

- (17) 本朝倉家譜」と表記して典拠しない。
- (18) 『雑事記』明応四年十月二日条に「朝倉遠江守去月廿日逝去、」とある。
- (19) 称念年本「朝倉系図」(松原信之著「越前朝倉氏と心月寺」所収)
- (20) 『西福寺文書』一四二二号・一四三三号(ともに「県史」資8所収)
- (21) 『八坂神社文書』(『県史』資2)
- (22) 『道川文書』(『県史』資8)
- (23) 『朝倉義景亭御成記』(『福井市史』資料編2)
- (24) 『神宮文庫所蔵文書』(『県史』資2)
- (25) 名古屋大学付属図書館所蔵。県立一乗谷朝倉氏遺跡資料館の佐藤圭氏が発見。

第二章 後期敦賀郡司初代朝倉教景(宗滴)

一、両小太郎教景の母「桂室永昌大姉」朝倉教景(宗滴)は、英林孝景の後室、桂室永昌を生母として文明九年(一四七七)に孝景の末子、八男として生まれた。英林孝景は八人の男子と四人の女子をもうけているが、嫡子である氏景(子春)の生母、円溪眞成大姉(孝景の叔父の朝倉将景息女)が氏景五歳の時の享徳二年(一四五三)に死没しているから(壬生本朝倉家譜)、氏景以後の弟妹の多くは孝景の後室か、あるいは側室を母として生まれたことになるが、後室にしても側室にしても詳細は不明である。ただ、孝景

の最後の後室の桂室永昌は、温科氏の出自で若狭の逸見氏養女となった後に孝景の後室に迎えられた⁽¹⁾。なお、温科氏は安芸国安芸郡温品村（現広島東区）を本拠とする国人から室町時代頃に温科氏を称し、明応八年（一四九九）に武田氏に背いて滅亡した⁽²⁾。

教景には生母「桂室永昌」を同じくする十六歳年長の実兄、五男の小太郎教景（以千宗勝）⁽³⁾がいた。文明十一年三月の「清水寺再興勸進状并奉加帳」にも「朝倉小太郎教景 以千宗勝禅定門」として柱一本二〇貫を奉加しており、叔父の朝倉光玖の猶子（養子）となつたが、同十六年七月十二日に異母兄の四男孫五郎（景総）の嫉妬によって殺害されたという⁽⁴⁾。この教景は同十二年八月二十八日の芝原合戦（現松岡町）に十九歳で大将として初陣しているというから（「当国御陳之次第」⁽⁵⁾、寛正三年（一四六二）の出生であり、桂室永昌が孝景の後室に迎えられたのも、少なくともその前年以前ということになり、永正十七年（一五二〇）の死没であるから、孝景とは少なくとも二十歳前後の年齢差はあったものと思われる。「義を好んで倔強、身を

修めて謹嚴、閨閣の中に在っても克く家国の政を佐けた⁽⁶⁾」女丈夫として孝景を補佐したという。この永昌を養女とした逸見氏とは、若狭武田氏の在京奉行人、逸見弾正忠繁経のことと思われ、孝景の在京中での結婚であったと考えられる。

ところで、高位の女性、つまり朝倉氏当主の内室・母堂、これに準ずる女性には特別な尊称が用いられた。その最尊称は「上殿」であろう。「宣胤卿記」に永正十五年四月八日条で、越前より上洛した朝倉太郎左衛門尉教景（宗滴）の母を「上殿と号す」と補記しているのは「桂室永昌大姉」を指し、当時は朝倉家において最高の権威を持つ女性であった。しかし、同十六年に宇野久重が書き上げて朝倉家に提出した戦功書付には、桂室永昌を「東堂様」とも称している。中御門宣胤が教景（宗滴）の母と交流していたのは宣胤と姻戚関係にあったからでもあるが⁽⁷⁾、朝廷の御料所年貢の納入にも尽力したからでもあった⁽⁸⁾。桂室永昌は永正十七年四月二日に死没したが、「聾盲記」の永正十七年四月二十二日条に「今朝、高辻家より越州へ人を差下され

た。朝倉太郎左衛門尉老母死去ノ甲也」とある。

二、朝倉教景（宗滴）から養子朝倉景紀への郡司職継承

教景は幼名を小太郎、後に太郎左衛門尉と称した。教景が史料に確実に現れるのは、文龜三年（一五〇三）の敦賀の乱以後からで、朝倉景豊の妹を妻としていた教景は景豊からの謀叛の勧誘に対して恐らく苦悶したためであろうか、突然、坂井郡竜興寺へ入寺し出家して「宗滴沙弥」と号したというが（市史本『始末記』⁽⁹⁾）、三月晦日の夜、密かに景豊の謀叛を一乗谷の貞景のもとへ通報した。これを受けた貞景は、四月三日、ただちに数千騎を率いて敦賀城を包囲して景豊を滅ぼした。このように宗家を救った功勞として教景は敦賀郡司に任命された。

文龜三年の敦賀乱の鎮定後、朝倉貞景は直ちに原の西福寺など主な諸寺庵の寺領を安堵して宗家としての主権を誇示した上で、改めて教景を郡司として任命し敦賀郡を預けたのであろう。以後、この安堵状の旨に任せて朝

倉教景の安堵状や安堵裏書・禁制状や判物が数多く発給された。¹⁰¹⁾なお、教景の「花神」の形状は、永正二年(一五〇六)までと永正六年以降とで大きく変化しており、郡司としての心構えも「花神」の変化に現れている。また、複数の「郡奉行人」、その下には「小奉行人」まで配置して、前代とは異なる敦賀郡司支配制度を確立したのも教景の時代からであった。

教景は実子がありながらもこれを廃嫡して、宗家の朝倉貞景の四男、景紀を養子に迎えた。教景の郡司としての発給文書は、享祿三年(一五三〇)七月の永厳寺文書を最後とし、同五年六月の中山文書からは景紀の発給文書に代わるから、景紀への郡司職譲渡は、享祿頃と考えられ、恐らく、享祿の錯乱で加賀へ出陣して以後のことであろう。

三、武将(軍奉行)としての教景
朝倉宗滴合戦年表(「宗滴話記」三四条)

年齢	年号	合戦内容
一八	明応三年	豊原寺 ¹⁰²⁾ 日帰半人出張之時、十月廿一日合戦有之

松原 朝倉氏による敦賀郡支配の変遷(上)

一九	明応四年	柳ヶ瀬合戦、陣なし。
二七	文亀三年	敦賀城責、卯月三日合戦有之
二八	永正元年	五郎殿出張に付て弥合戦有之。九月十九日、金井殿父子討執之。
三〇	永正三年	大一揆之時、七月十七日、豊原より退口合戦有之。八月六日、中江河を越し合戦有之。敵数多討執之。
三一	永正四年	玄忍出候時、八月二十九日、合戦有之。
四一	永正一四年	丹後陣足輕合戦并城責有之。
四九	大永五年	江州北の郡大谷、七月十六日、城責有之。
五一	大永七年	京都泉乗寺 十一月十九日、合戦有之。
五五	享祿四年	加州陣、十月二十六日、湊川を越し石河郡之内におゐて合戦有。其外、度々足輕合戦有之。
六八	天文二三年	濃州陣 九月二十二日、井之口悉放火。
七九	弘治元年	加州陣七月二十三日、山城三ヶ所落居。但二ヶ所にて合戦有之。八月十三日、浜之手敷地口一日之中両三度之合戦。何も馬の前にてさせ候。

朝倉教景(宗滴)にとつて忘れられないのは、宗滴の家臣の萩原八郎右衛門尉宗俊が書き留めた、宗滴の明快な語録集「朝倉宗滴話記」(「宗滴夜話」)である。教景(宗滴)は敦賀郡司職でありながらも生涯を軍奉行一筋に徹した。「朝倉宗滴話記」によれば、十八歳で初陣を果たした教景は、七十九歳の晩年に至るまで自国・他国への出陣は、越前に侵入

する加賀の一向一揆軍を幾度も撃退した他に、加賀を始め若狭・丹後・近江・美濃・京都などの他国へも十二度に及び(表参照)武威を国の内外に示し、馬前での野戦は七度、そのうち三度は持道具に血を付けたといい、兄弟八人のうち合戦で敵兵を殺したのは自分だけだと述べている。

中でも、教景の最大の武功は、永正三年(一五〇六)総数三十万といわれた加賀・越中・能登の一揆勢が、挙げて越前の川北一帯に侵入して、七月末には朝倉方の死守戦ともいふべき九頭竜川を挟んで朝倉軍と対峙した時であった。朝倉方の総大将となつた朝倉教景(宗滴)は、藤島中ノ郷(現福井市)に本陣を置き、鳴鹿表志比屋や高木口、中角渡りの南岸の黒丸村などには朝倉方の諸将を配置したが、これらすべてを併せても朝倉勢は一万一〇〇余騎に過ぎなかつた。この両軍の対戦は、結局、朝倉教景(宗滴)の先制攻撃によつて勝利し、八月六日に一揆方は総崩れとなつて敗退した(市史本「始末記」)。

教景の遠征の最たるものは大永七年(一五〇〇)の京都出陣であった。当時、京都にあ

¹⁰¹⁾若越郷土研究(福井県郷土誌懇談会)

つては異常な幕府体制のなかで、足利義晴を推戴する細川高国は反高国陣営によって將軍ともどもに近江退出を余儀なくされていたため、義晴（近江公方）と高国は朝倉氏に対して京都回復のための軍勢催促をせまった。これを無視できなかった朝倉孝景は、大永七年十月に朝倉太郎左衛門尉教景を総大将とする越前衆を派兵した。越前勢を加え、公方衆七千を中心とする細川方・近江六角方それぞれ二万余の軍勢を従えた足利義晴は、十三日にようやく再入洛を果たした。その日、八坂祇園社前に到着した総勢約一万といわれた越前衆の威容さは見物人の目を驚かせたという。⁴⁰⁾

足利義晴・細川高国勢の入洛に対して反高国陣営も反撃に出て、十一月十九日の下京の西院口（西七条川勝寺口）での合戦は激戦となった。足利義晴の本陣であった東寺を攻撃してきた畠山の河内勢に応戦した朝倉方は勝利を収めたが、一説には、両方で五〇人ばかり討ち死したといい、また越前衆も二〇〇人ほど討たれたともいう。この朝倉勢の奮戦に對し十一月二十六日に朝倉景紀（教景の養子）に對し細川高国の感状が、翌二十七日に

は朝倉教景・同景紀に對し与力被官人の忠節を賞する足利義晴の感状⁴¹⁾などが発給され、本國の朝倉孝景からも十二月十一日、在陣中の教景に對し長文にわたる激賞の感状が送られた。⁴²⁾

敵の再襲撃に備えて十一月二十九日には越前から五六千の新たな援軍（前波已下三千余とも）が東寺に到着したが、川勝寺口合戦の後には洛内の所々で小ぜり合が続くだけで合戦らしい合戦もなく翌大永八年を迎えた。在陣中の越前衆にも次第に厭戦気分がみなぎり朝倉方も両者間の和睦交渉に奔走したが、相手方の内訌によって和議が進まなかったこともあって京都出兵の無意味さを次第に感じ始めたのか、朝倉方は突然、三月六日に一兵も残さず越前へ帰還してしまつた。「壬生本朝倉家譜」では「道永（高国）始末不調、越兵帰陣也」とあるから、高国の和議に対するまずさか、または高国と教景との不和などが原因で朝倉方が撤兵したものと思われる。なお、「細川道永（高国）書状案」に「家婦遠行之儀、言語道断之次第候」とあるから、この大永の京陣の前後に教景は妻を亡くしたのであ

ろう。

後年、若年で国主の座に着いた義景にしてみれば、老巧な宗滴はもつとも頼るべき家臣であつた。「宗滴話記」によれば、「義景様御幼少にて大軸様（孝景）に離れられ候みぎより、愚老を召寄せられ、萬事御異見をも申上候へば、何たる義をもきこしめさせられた」とあるように、義景への宗滴の進言はすべて取り上げられたといい、宗滴はまさに宿老的な存在にまで成長していたが、領国支配の政務にはほとんど関与せず「自分は百歳に成候とも行歩がかなう間は武者を捨まじく候」と、終身軍奉行に徹することを表明している。しかも、「大将と申は御屋形様にて候間、かろがる敷候ては、一向しかるべからず候」と、義景を立てることも忘れてはいない。

四、教景（宗滴）の最後の加賀出征と死没
弘治元年（一五五五）七月二十一日、朝倉義景から加賀の一向一揆の征伐を命ぜられて一乗谷を出立した朝倉宗滴は、まず金津に着陣し、二十二日には細呂宜に野陣を取り、翌日に加賀に入って橋山に居陣すると、足輕に

付近の村々を焼き払わせ、江沼郡の大聖寺など三か所にたてこもる七八千の一揆勢を攻めたてて、六七十人の一揆衆を打ち取り大聖寺・千束・南郷の三か城を落とした。二十五日には敷地山に陣替えして山際の一帯を焼き払い、朝倉勢は連戦連勝であった。八月に入ると、態勢をととのえた加賀四郡の一揆勢は、山手と浜手と中央の北陸道ぞいの中手の三手に分かれて、猛勢をもって朝倉方を攻めた

て、十三日に敷地・菅生口一帯は大激戦となった。宗滴は果敢にこれを迎え打ち、一揆勢は数千人が打死したという。ところが同十五日に宗滴は陣中において突然、病に倒れた。宗滴はすでに自己の死期を感じていたにもか

かわらず、なおも病をおして同二十日に陣中から上杉謙信の側近である直江与兵衛尉実綱（景綱）に書を送り、加賀における戦況をつぶさに報告するとともに、越中方面での対応を依頼しているが、これと同日付で同内容の書状を飛騨の豪族三木良頼にも送って同じく越中への対応を依頼しているから、加賀を封じ込めるべく、各所に周到な手をうちながら、宗滴は加賀に出撃したに違いない。加賀

出陣中に病を得た宗滴は越前帰国するが、壮図なかばにして九月八日、無念の思いで一乗谷で死去した。享年七十九歳で法名は月光院殿照葉宗滴大居士と称した。

このように、初代の英林孝景の時代に生えうけ五代の義景までの、まさに戦国大名朝倉氏の全時代にわたって生きた教景は、特に慈視院光攻亡きあとの貞景・孝景・義景の三代を補佐した柱石的人物となり、政治的にも重要な影響を及ぼしてきたが、晩年の宗滴はまさにカリスマ的存在となった。それだけに宗滴の死は朝倉氏にとっては大きな打撃であり、その後の朝倉氏の領国支配にも暗いかげりを見せてきた。

ところで、教景宗滴の「小祥忌（一周忌）」に大徳寺住の蒲菴が「為宗滴沙弥」として宗滴の死を悼んでいる。蒲菴とは、その弟子が記した行状によると、宗陳古溪と称し「越前朝倉氏之子也」とあるが、恐らく廃嫡として入寺させた教景宗滴の実子であろう。越前善応寺の驢雪鷹覇和尚に随従して学び、鷹覇の死後に大徳寺に入寺したという。文禄五年（一九九六）正月十七日に六十六歳で死寂し

ているから、享祿三年（一五三〇）の生まれとなる。

五、教景（宗滴）の文化活動と人物像

教景宗滴は文化芸活動にも深い強い関心を寄せ、連歌については連歌師宗祇の高弟、宗長と深い交流があった。永正十二、三年頃の宗長第二の自撰句集「那智籠」によれば、越前滞在中に一乗の深獄寺疎壁軒や朝倉屋形、被官衆の屋敷などで発句したことが知られ、朝倉太郎左衛門尉教景の山庄、昨雨軒でも発句している。昨雨軒は一乗谷付近に所在したことは間違いないが、「越前国城蹟考」によれば、朝倉宗滴屋敷跡が一乗谷外の東郷福田村（現福井市）にあり、その南西に生母の桂室永昌の菩提所曹洞宗永昌寺もあったから、昨雨軒はこの屋敷の近辺山麓にあったのではと思われる。戦国大名の連歌師との交流の背景には、諸国を旅するという連歌師の特性を利用して近隣諸国の大名の動静を探ることにも目的があったらしい。軍師としての教景のしたたかさのげられる。

また、京都の三条西実隆にも太刀や塩引や

初雁などを贈与したりして、色昏四枚の染筆を望むなど、文芸交流も楽しんでゐる。一方、茶道にも関心を有し、天正十六年(一五八四)成立の「茶器名物集」によると、「越前朝倉太郎左衛門(教景)」が茄子茶人を五百貫文で購入して府中小袖屋に千貫文で売ったという。教景の養子、九郎左衛門尉景紀も肩衝茶入を所持していたという。

教景の人となりについては、『賀越闘諍記』が「智謀無双ニシテ天下ニ名ヲ得玉フ良将」とし「智・仁・勇ノ三徳ヲ兼テ隠キ名大将」と讃えているが、当時の記録である「羽賀寺年中行事」にも「軍篇宝鑑の人で、自国他国ともに後世に名を揚げ、万人が賞賛した」とする。教景を知る月舟和尚も「平素から人と交わって信頼に厚い」とし、「武人は第一にうそをつかぬ者」という宗滴の言辭と一致する。まさに文武両道を兼ね備えた名將であった。

注記

- (1) 「桂室永昌大姉断七諱忌陞座」(月舟和尚語録「統群書類従」13輯上)
 (2) 「広島県の地名」平凡社刊
 (3) 「雑事記」文明十六年八月八日条

- (4) 「桂室永昌大姉断七諱忌陞座」(月舟和尚語録「統群書類従」13輯上)
 (5) 「朝倉盛衰記」上・中・下巻の三冊は東大阪市朝倉弘景氏所蔵。本文には題名がないが、本文の目録のものを題名とした。なお、当「朝倉孝景之御代家士戦功書付」については、「朝倉家臣、一老将の戦功書付について」(平成3年7月吉川弘文館刊「中世古文書の世界」)(小川信生先生古希記念論集)に詳細に発表した。
 (6) 「宣胤卿記」補遺 永正十五年四月八日条
 (7) 「宣胤卿記」文亀二年四月四日条・同文亀二年四月二十日条「河合庄三〇〇疋、知行分 山山庄三〇〇疋等」
 (8) 「盲聾記」とも云い、朝倉家と深い関係にあった医師、半井保房の日記である。
 (9) 「朝倉始末記」は写本を含めて多数あるが、本稿では刊本となつてゐる二種を典拠とした。「思想本」「始末記」は「運如 一向一揆」日本思想体系17所収の「加越闘諍記」の略称で「朝倉始末記」の原本に近いもの。「市史本」「始末記」は、一般に流布されている心月寺本系の「福井市史」資料編2に収載されているもの。但し、両者に共通する場合は、単に「朝倉始末記」とした。以下、文中に「思想本」「始末記」と表記して典拠を省略した。
 (10) 文亀三年九月十日付「西福寺寺領目録」の紙継目に朝倉貞景の花神、同日の「朝倉貞景西福寺寺領安堵状」(西福寺文書「県史」資8)「西福寺文書」は約三〇点・道川文書」で一点・永建寺文書二点(以上「県史」資8)、中山正弥家文書二点(「敦賀市史」史料編四上)永正二年十月十日付「朝倉教景書状」(西福寺文書「県史」資8)
 (11) 永正六年十月十六日付「朝倉教景書状」(西福

- (12) 寺文書「県史」資8)
 (13) 享禄三年七月二十四日付「某軒一紙目録」に教景の継目裏花押あり(「敦賀市史」史料編二)享禄五年六月付「比田刀禰七郎左衛門尉領地目録」に同月二十八日付「朝倉景紀奥書安堵」(中山正弥家文書「敦賀市史」史料編四上)金沢市立図書館「加能越文庫」所蔵
 (14) 「言継卿記」大永七年十月十三日条
 (15) 「二水記」大永七年十月十三日条
 (16) 「細川道永感状案」(古今消息集「内閣文庫所蔵文書」所収「県史」資2)
 (17) 「室町家御内書案」
 (18) 「朝倉宗滴話記」所収文書(金沢市立図書館「加能越文庫」所蔵)
 (19) 「言継卿記」大永八年三月六日条
 (20) 「古今消息集」(内閣文庫所蔵文書)所収「県史」資2)
 (21) 「白山宮莊嚴講中記録」前出、「朝倉宗滴話記」所収文書
 (22) 「禪昌寺明叔録」
 (23) 「蒲菴稿」享保四年「紫野大光禪院藏板」北野神社蔵(米原正義著「越前朝倉氏の文芸」桜楓社刊「戦国武士と文芸の研究」所蔵)
 (24) 杉原・松原共編「越前若狭地誌叢書」上巻所収、以下、文中に「越前国城蹟考」と表記して典拠しない。
 (25) 「實隆公記」大永三年二月二十一日条・同年八月二十九日条
 (26) 「實隆公記」永正十七年六月二十三日条
 (27) 「統群書類従」19輯下 飲食部七
 (28) 「津田宗及茶湯日記 他会記」天正五年四月晦日朝の条
 (29) 「羽賀寺文書」(「県史」資9)

第三章 後期敦賀郡司二代朝倉景紀の系譜

一、朝倉景紀

景紀は、国主朝倉貞景の四男として生まれ、初めは孫九郎、後に九郎左衛門尉と称した。長じて敦賀郡司の朝倉教景の（宗滴）の養子となり、大永七年（一五二七）、二十九歳で教景の京都出陣に従軍して華々しい軍功を挙げ、十一月二十六日には管領細川高国から景紀に対し、また翌二十七日には朝倉教景・同景紀に対し与力被官人の忠節を賞する足利義晴の感状⁽³⁾などが下付されている。享祿四年の加州出兵などにも教景とともに従軍して、軍奉行としての資質を教景から着実に育まれていた。

前節ですでに述べたように、教景の郡司としての発給文書は、享祿三年（一五三〇）七月の永厳寺文書を最後とし、同五年六月二十八日の中山文書の「領地目録」に景紀が奥書安堵をして以来、景紀の発給文書に代わるから、教景から景紀への郡司職譲渡は享祿頃と考えられる。天文三年（一五三四）閏一月二十日付の「朝倉景紀書状」⁽⁴⁾は「官途之儀」に就き青銅百疋の贈与と使者の祝言に預かった

松原 朝倉氏による敦賀郡支配の変遷(上)

ことに対する善妙寺への礼状であるから、この頃に景紀は「左衛門尉（唐名、左金吾）」の官途に上り、孫九郎から九郎左衛門尉になったのである⁽⁵⁾。郡司としての景紀書状や判物などは、善妙寺文書・西福寺文書を中心に十数点見られるが、景紀の郡司としての発給文書は、永祿元年（一五五八）六月五日付「善妙寺寺領目録」に同年七月十日に安堵裏書を与えたのを最後に消えるから、これ以後に嫡男の孫九郎景堯へ郡司職が譲られたのである。しかし、景紀は郡司職退任後も永祿四年五月二十八日に総大将として若狭高浜まで出陣して逸見城を放火し八月十六日帰陣している（当国御陳之次第）⁽⁶⁾が、この若狭出陣を見舞った近江の浅井下野守の書札に対して、景紀は六月廿二日付の返書⁽⁶⁾で詳細な戦況を報知している。なお、景紀は対外的にも、幕府内談衆の大館左衛門佐が所望する馬を送贈したり、朝倉宗淳（孝景）の下知により氣比社遷宮に就いての勅使の沙汰にも関与している⁽⁷⁾。

た、養父の教景同様に文芸にも関心が深く、景紀が大永七年の京都出陣に従軍して在洛していた折も、当時、古今伝授の継承者として和学の最高権威者でもあった文化人、三条西実隆とも深く交流したらしく、彼の日記『實隆公記』の大永八年二月二十五日条に「朝倉孫九郎 太郎左衛門猶子が礼に来て太刀一腰・鳥子五帖を携えてきて色紙などを所望した」と記しているが、帰国後も人を遣わして扇歌・色帯歌等を所望するほどであった。そして、この頃、景紀は早くも遁世出家したらしく、法名を大機伊冊と称した⁽⁸⁾。

なお、教景同様に茶道にも関心を有していたらしく、天正十六年（一五八四）成立の「茶器名物集」によると、九郎左衛門尉景紀も肩衝茶入を所持していたという⁽⁹⁾。また、景紀は嫡男孫九郎景堯とともに連歌にも関心を有し、永祿三年に一乗谷で活躍した連歌師、宗養の「宗養発句付句」⁽¹⁰⁾の詞書によると、正月六日・七日に「朝倉孫九郎殿代物二、例年ノ会興行作名」、また「朝倉九郎左衛門殿饒別の会に」とあり、景紀の郡司職退任饒別の連歌会であろうか。次いで、同五年の一乗谷曲

水宴にも参会しているから、連歌・和歌の道にも造詣の深い文武両道に秀れた武将であった。なお、この曲水宴の歌会には、景紀の子、後の中務大輔景恒が還俗前の「松林院鷹嗟」で参会している。

ところで、兄弟を持たなかった国主朝倉義景にとって最近親者となる同名衆は、前の敦賀郡司であった叔父の朝倉景紀（伊冊）と従兄弟の大野郡司の朝倉景鏡しかいなかった。永禄十一年の足利義昭義景亭御成りの際に御礼に伺候した朝倉同名衆の書立て（「朝倉義景亭御成記」）には、最上位であるはずの朝倉景紀（伊冊）一族の名列がない。これは、景紀が前年の永禄十年十二月に義景屋形を訪問した足利義秋（義昭）から頭巾を免ぜられ青銅万疋を進上して子息の景恒らとともに長寿御縁に伺候した時に、大野郡司の景鏡（義景の従兄弟）が景紀と座配の上下を争って不参となったことから、今度の義景亭御成りの際には、景鏡が同名衆の筆頭として御礼に伺候したため、景紀一族が不参となったのである。このように座配をめぐる両家の鋭い対立は、これより先、永禄七年の加賀出陣の時

に景鏡らと景紀の子息の景垞（敦賀郡司）との大将争いで敗れ、景垞が自害して以来、両家の確執として長く尾を引いた結果であった。

二、朝倉景垞・同景恒

永禄元年（一五五八）以後、敦賀郡司職は景紀から嫡男の孫九郎景垞に譲渡されたらしいが、景紀（伊冊）の権威は甚大で、景垞を後見し補佐した。ただ、景垞の郡司としての治世が短かったためか、現在のところ景垞に

とは朝倉景紀館跡と思われる光厳寺跡とも一致する。

景垞に次いで敦賀郡司となった朝倉景恒書状も一点しか残存しない。永禄十年の坂井郡豪族の堀江氏反乱に就いての蒲生左兵衛大夫賢秀（六角義賢の臣）の見舞状に対する卯月七月の返報書で、加州よりの出張を撃退し当方が大利を得たことを報じている。なお、蒲生賢秀は翌年に織田信長に従い、その子氏郷は豊臣秀吉に取り立てられて会津九十二万石の太守となっている。

関係した文書・判物は一点も伝来しない。前述の如く、永禄七年九月一日に孫九郎景垞が自害すると（「当国御陳之次第」）、景垞の嫡男がまだ二歳であったため、景垞の弟、松林院応瑳が還俗して敦賀郡司を継承した。中務大輔景恒である。これを機に、景紀は景垞の二歳の遺子（七郎）をとめない、景紀の知行所であった今立郡川島庄（鯖江市）に退隠し、元龜三年（一五七二）五月一日に七十二歳で光厳寺で死没した。なお、「越前国城蹟考」には今立郡川島村に城跡として「朝倉観行院」が記載されているが、「朝倉観行院」

ところで、永禄八年、將軍足利義輝の暗殺後、弟の興福寺一乗院門主覚慶が奈良を脱出して次期將軍を宣言し翌九年二月に還俗して義秋と名乗り、若狭を経て越前朝倉氏を頼り九月八日に越前の敦賀へ座を移した。堀江氏の変の事後処理も終えた同十年の十一月二十一日に朝倉義景は敦賀郡司朝倉景恒を案内者として義秋を一乗谷へ迎え、義秋はここで「義昭」と改名した。その後、美濃を平定した信長から岐阜への動座を懇請された義昭は、一乗谷の滞在わずか九か月で七月十三日に一乗谷を出立すると、近江の国境までは朝倉景恒

と前波景当がそれぞれ二千余騎を率いて一行を警護している。しかし、その後の政局の変動により朝倉氏と織田信長とは敵対関係となり、元亀元年（一五七〇）の織田信長らによる朝倉攻めの途中で朝倉景恒の盾籠る敦賀郡金ヶ崎城が攻められて敗北すると、景恒は失意のうちに永平寺へ入寺して出家し、翌二年九月十八日に病没した。なお、朝倉中務大輔（景恒）の屋敷跡は一乗谷の城戸内西側に残る。

注記

- (1) 前出の「壬生本朝倉家譜の「性安寺殿」の項に「九郎左衛門（景紀）手、遊佐弾正頭ヲ討執ル」とある。
- (2) 「細川道永感状案」（古今消息集）「内閣文庫所蔵文書」所収「県史」資2）
- (3) 「室町家御内書案」
- (4) 「善妙寺文書」（県史）資8）
- (5) 『實隆公記』の大永八年までの記録では、「景紀」はすべて「孫九郎」とある。従って、『華頂要略』の永正十三年（一五一六）敦賀郡氣比神宮の遷宮造営にも関与する項目に記載されている七月日付の「朝倉孫九郎左衛門尉」発給書状の年紀には再考の余地がある。
- (6) 「善妙寺文書」で七点・「西福寺文書」で六点・「秦実家文書」で一点（以上「県史」資8）、「中山正弥家文書」（敦賀市史）史料編四上）で一点。
- (7) 「善妙寺文書」（県史）資8）

松原 朝倉氏による敦賀郡支配の変遷(上)

- (8) 「朝倉景紀書状」（脇坂文書「県史」資2）年未詳二月二十五日付「朝倉景紀書状」（国立国会図書館所蔵文書）内「古簡雜纂」（県史）資2）
- (9) 年未詳八月五日付善法橋御坊宛「朝倉景紀書状」（内閣文庫所蔵文書）内「山科家古文書」（県史）資2）
- (11) 「朝倉日下景紀馬贊（驢雪菓「驢雪鷹霸」著「五山文学新集」別二所収）
- (12) 『實隆公記』大永八年三月一日条に「朝倉孫九郎（景紀）柳五荷・折五合送之、色番卅六枚所望之」、同年三月二十日条に「朝倉孫九郎所望色番卅六枚」、
- (13) 『實隆公記』大永八年四月十六日条。
- (14) 「津田宗及茶湯日記 他会記」天正五年四月晦日朝の条
- (15) 前出、米原正義著「越前朝倉氏の文芸」（第二章の注28）
- (16) 「曲水宴詩歌」（朝倉始末記「福井市史」資料編2）
- (17) 鯖江市川島町加多志波神社蔵の鬼面所蔵の木箱の墨書。「朝倉史雜録」内「◎朝倉景紀と川島庄光嚴寺」（福井県地域史研究）第8号）参照。
- (18) 「儀俄甚一郎所蔵文書」（県史）資2）
- (19) 「朝倉家録」下巻「朝倉家之系図」（富山県立図書館所蔵）

第四章 敦賀郡司の郡支配と奉行人・下代

一、朝倉教景時代の郡奉行人

文亀三年（一五〇三）の敦賀郡司朝倉景豊の謀叛（敦賀郡）後に敦賀郡司に任命された

朝倉教景（宗滴）は、郡司任命後、新しく兩人の「郡奉行人」を任命し、その下には「小奉行人」（下代）を配置して、前代とは異なる新しい敦賀郡司の支配体制を整えた。但し、文書中では「郡奉行人」の職名は見えず、天文十一年（一五四二）七月十一日付「義源庵周命・高柴五郎右衛宗栄連署書状」〔No.35〕では「郡奉行人」を「御年寄衆」と称している。これら教景の内衆には、敦賀乱以前の郡司に仕えた被官層は没落して殆ど含まれていないものと思われ、多くは教景の根本被官の内衆や宗家から付属させられた被官層により構成され、教景とともに敦賀へ随伴したと思われる。これら「郡奉行人」と「小奉行人」（下代）については別表を作成し、以下、各文書の典拠については、表に記載した〔No.〕の番号をもって表記した。

郡奉行人の初出史料は、教景の郡司就任直後の永正二年（一五〇五）十月十日付「朝倉教景書状」の宛名〔No.1〕の上田孫太郎（則種）と前波七郎右衛門尉（吉連）の両名である。上田則種の通称の「孫太郎」は、少なくとも同十年十一月十一日の「敦賀郡司奉行人

敦賀郡奉行と小奉行（下代）一覽

郡司 朝倉教景（宗滴）時代

No	典拠	文号	年月日	文書名	郡奉行	小奉行(下代)
1	西福寺	155	永正2.10.10	朝倉教景書状	上田孫太郎・前波七郎右衛門尉	
2	西福寺	156	(永正2)10.17	朝倉教景書状	[前波七郎右衛門尉可申入候]	
3	西福寺	157	永正3.10.7	敦賀郡司奉行人連署書状	前波七郎右衛門尉吉連・上田孫太郎則種	
4	西福寺	159	永正4.9.29	岩次吉久証状		岩次五郎左衛門尉吉久
5	西福寺	160	永正4.9.29	岩次吉久証状		岩次五郎左衛門尉吉久
6	西福寺	161	永正5.10.18	中村房信証状		中村次郎左衛門尉房信
7	永厳寺	13	永正7.11.26	則種・吉連拾分巻銭請取状	(上田)則種・(前波)吉連	
8	中山正	1	永正9.7.5	前波吉連・上田則種連署状	前波吉連・上田則種	
9	西福寺	175	永正10.11.11	敦賀郡司奉行人連署書状	前波七郎右衛門尉吉連・上田孫太郎則種	
10	中山正	3	6.9	朝倉教景書状	笠松宗左衛門尉吉久(奏者か)	
11	西福寺	183	永正12.6.10	朝倉教景書状	上田三郎左衛門尉(則種)・前波弥七郎(吉長)	
12	西福寺	187	永正13.11.9	敦賀郡司奉行人連署書状	前波七郎右衛門尉(吉長)・上田三郎左衛門尉	
13	西福寺	189	永正16.10.18	前波吉長書状〔七郎右衛門尉〕	前波七郎右衛門尉吉長	
14	西福寺	190	永正16.11.7	岩次吉基・中村宗直連署状	岩次三郎次郎吉基・中村七郎左衛門尉宗直	大西五郎右衛門尉・小武三郎兵衛
15	西福寺	197	大永1.12.13	前波吉長書状	前波七郎右衛門尉吉長	
16	西福寺	198	(大永2)9.25	朝倉教景書状	札状〔前波吉長可申候〕	
17	西福寺	199	大永2.10.12	前波吉長書状	前波七郎右衛門尉吉長	
18	西福寺	201	大永2.11.24	朝倉氏府中奉行人連署書状案	中村七郎左衛門尉・土山新兵衛尉・高柴五郎右衛門尉・小木三郎兵衛尉	
19	西福寺	204	大永3.10.19	小木吉敏等連署書状	小木三郎兵衛尉吉敏・笠松宗左衛門尉吉久・土山新兵衛尉吉澄・中村七郎左衛門尉宗直	
20	西福寺	206	(大永5)5.22	疋禮景保書状	前波七郎右衛門尉吉長	
21	西福寺	207	(大永5)5.23	前波吉長書状	前波七郎右衛門尉吉長	
22	西福寺	208	大永5.5.23	前波吉長書状	前波七郎右衛門尉吉長	

敦賀郡司 朝倉景紀時代

No	典拠	文号	年月日	文書名	郡奉行	小奉行(下代)
23	道川	3	天文1.11.9	前波吉長進行状	前波吉長	
24	西福寺	211	天文2.10.11	中村宗直等連署書状	中村七郎左衛門尉宗直・富田中務丞吉清・小河式部入道吉持	
25	道川	4	天文3.2.13	前波吉長下知状写	前波吉長	
26	西福寺	215	天文4.10.6	朝倉景紀書状	中村七郎左・笠松宗左	
27	西福寺	216	天文4.10.7	笠松吉久・中村宗直連署書状	笠松吉久・中村宗直	
28	西福寺	217	天文4.10.7	前波吉長書状	前波七郎右衛門尉吉長	
29	刀根春	7	天文6.6.3	江良浦百姓等重申状	(小河吉持・中村宗直・富田吉清の裏花押のみ)	
30	泰実	23	(天文7)4.5	小河吉持・中村久棟連署書状	小河式部入道吉持・中村弥三郎久棟	
31	泰実	24	天文7.7.28	中村宗直・富田吉清・小河吉持連署書状	中村宗直・富田吉清・小河吉持	
32	西福寺	218	天文10.4.9	中村宗直等連署書状	中村七郎左衛門尉宗直・富田中務丞吉清・小河式部入道吉持	
33	西福寺	220	天文10.4.12	前波吉長等連署書状	前波七郎右衛門尉吉長・富田中務丞吉清・小河式部入道吉持・中村七郎左衛門尉宗直	
34	泰実	26	天文11.7.10	富田吉清・小河吉持・中村宗直連署書状	富田吉清・小河吉持・中村宗直	養源庵周命宛,
35	泰実	27	天文11.7.11	養源庵周命・高柴五郎右衛門宗榮連署書状	[養源庵周命・高柴五郎右衛門尉宗榮]?	
36	西福寺	223	天文16.9.20	三反崎紀存・上田紀勝連署書状	三反崎紀存・上田紀勝	

敦賀郡司 朝倉景桃・景恒時代以降

No	典拠	文号	年月日	文書名	郡奉行	小奉行(下代)
37	善妙寺	13	永禄1.6.27	小木直恒・府南宗珍連署書状	三段崎勘解由左衛門尉・上田兵部丞	小木宗右衛門直恒・府南彦左衛門入道宗珍
38	善妙寺	18	永禄8.4.7	三反崎紀存書状	三反崎勘解由左衛門尉紀存	
39	善妙寺	22	永禄9.12.22	三反崎紀存・上田紀勝連署書状	三反崎勘解由左衛門尉・上田兵部丞	
40	道川	5	永禄11.4.	川舟座人申状		[両下代まいる]
41	西福寺	227	永禄11.10.18	三反崎紀存・上田紀勝連署書状	三反崎勘解由左衛門尉紀存・上田兵部丞紀勝	小木宗右衛門(久守)・府南彦左衛門入道(宗珍)
42	西福寺	228	(永禄11)10.21	紀胤書状	紀存(三反崎)・紀勝(上田)ヨリ下代迄	
43	道川	7	永禄11.12.17	三反崎紀存・上田紀勝連署書状	三反崎紀存・上田紀勝	小木宗右衛門尉(直恒)・府南彦左衛門入道(宗珍)
44	善妙寺	23	永禄13.2.4	善妙寺寺領指出写		小木宗右衛門尉(直恒)・府南彦左衛門入道(宗珍)
45	永厳寺	30	永禄13.2.12	小木久守・府南宗珍納所状		小木久守・府南宗珍
46	善妙寺	24	3.15	三段崎紀存書状	三段崎勘解由左衛門尉紀存	
47	永厳寺	31	永禄13.3.18	永厳寺役者代方五分巻請取状		[両下代まいる]
48	善妙寺	28	元亀4.5.8	三反崎紀美・上田桃良連署書状	三反崎助左紀美・上田兵部丞桃良	
49	西福寺	235	(元亀4).6.9	三反崎紀美・上田桃良連署書状	三反崎紀美・上田桃良	

典拠の「西福寺」は「西福寺文書」・「道川」は「道川文書」・「刀根春」は「刀根春次郎家文書」・「泰実」は「泰実家文書」・「善妙寺」は「善妙寺文書」(以上『福井県史』資料編8)・「永厳寺」は「永厳寺文書」(『敦賀市史』史料編第二巻)・「中山正」は「中山正弥家文書」(同史料編第四巻上)

連署書状」〔No.9〕までで、同十二年六月十日の「朝倉教景書状」の宛名〔No.11〕から「三郎左衛門尉」に改めており、また、この宛名では前波吉連の子の「孫七郎（吉長）」に継承されて上田則種と連署している。この「弥七郎」は翌十三年十一月九日付同「連署書状」〔No.12〕以降は父の「七郎右衛門尉」を襲名しているが、これ以後、奉行人は前波・上田両氏以外の別人に替わる。

永正十六年十一月七日付の「岩次（三郎次郎）吉基・中村宗直（七郎左衛門尉）連署状」〔No.14〕で岩次吉基・中村宗直の両人が奉行人と確認されるが、次いで、大永二年（一五二二）十一月二十四日付「朝倉氏府中奉行人連署書状案」〔No.18〕で、「敦賀郡内関之道場右衛門預り候松田与六方名田事」についての一乗谷裁決を伝達した「高柴五郎右衛門尉・小木三郎兵衛尉」と、これを遵行せしめた「中村七郎左衛門尉（宗直）・土山新兵衛尉（吉澄）」の四人は、ともに郡奉行であったと考えられ、翌大永三年十九日付「小木吉敏等連署書状」〔No.19〕で連署する小木三郎兵衛尉吉敏・笠松宗左衛門尉吉久・土山新兵衛尉

吉澄・中村七郎左衛門尉宗直などの四名体制の郡奉行人に編成される。

なお、奉行人の職務は、永正九年の小木三郎兵衛尉吉敏と比田刀禰方との相論浜に関する裁判伝達〔No.8〕など、郡司の成敗や判決を下知伝達する奉書の発給が主であったが、永正七年の敦賀庄之橋要脚のための八四五文の「寺庵拾分老銭」臨時税などの徴収も、当初はその職務であった〔No.7〕。

二、朝倉教景の郡司代（？）前波氏

永正十三年十一月九日付の「連署書状」〔No.12〕を最後に、筆頭の前波氏・上田氏の両奉行人体制から上田則種が消えて（死亡か）、別人に奉行人制が代替されても、残った前波七郎右衛門尉吉長のみは郡奉行人の上席に位置して郡政に従事したらしい。すなわち、大永元年十二月十三日付の「前波吉長書状」〔No.15〕で、訴訟や相論を郡司に代行して裁決しており、同三年十月十九日付「小木吉敏等連署状」〔No.19〕で郡奉行が相論糾明を報告している相手も前波吉長であり、「猶、御上津之時、以面可申候」とあるように、当時、吉

長もまた郡司同様に一乗谷に在谷して敦賀を離れていた場合もあったらしい。同五年五月、美濃の政変に関与した朝倉氏は、五月十九日に江北の浅井氏の小谷城へ朝倉教景を出陣せしめたが、このときに正壇氏に従軍すべき西福寺の陣僧役免除についての問題を処理したのも吉長であった〔No.20・21・22〕。このような前波吉長の動向は、郡司の朝倉教景が、時には軍奉行として他国まで遠征したり、宗家の朝倉氏の補佐のため一乗谷に在谷したりして多忙ぎみであったため、郡司の敦賀不在中に敦賀に在津して郡内の成敗や進退を委任された重責を負う「郡司代」的な職務であったと考えられる。

教景の郡司職を継承した景紀時代に入っても、「前波吉長」の「郡司代」的な職務は依然として続き、（天文三年）閏一月の「官途之儀」や年末詳一月十三日の「年甫之嘉祥」、年末詳一月十三日の「新春之御慶」に就いての「朝倉景紀書状（礼状）」の使者はいずれも前波吉長が勧めているのみならず、天文元年（一五三三）十一月九日には当郡川船と江州斤屋海路訴訟に関して郡司の裁定を遵行した

り「No23」、天文三年二月十三日にも改めてこの裁決「No25」の下知を下している。特に、天文十年四月十二日付「前波吉長等連署書状」〔No33〕など、西福寺と平松氏との寺領

相論で宗家朝倉貞景目録安堵や郡司朝倉教景一行に任せての重要な裁決遵行には、三郡奉行人の冒頭に名を連ねて四人で連署しており、その地位は少なくとも、景紀の前期までは不動のものであったことが確認されるが、その後の前波氏の動向は史料から消える。「越前国城蹟考」では「朝倉家 前波七郎右衛門」の屋敷跡は一乗谷の北、足羽川北岸の篠尾村（現福井市）に記載されていて、郡司とともに在谷していたことを窺わせる。

なお、元龜二年（一五七二）十二月廿五日付「朝倉氏一乗谷奉行人連署書状」⁽²⁾で、平松幸熊知行分の訴訟について披露している「前波七郎兵衛尉」は朝倉義景の側近の奏者役を勤める「前波七郎兵衛尉吉充」⁽³⁾のことで、前波七郎右衛門尉家とは別系統の前波氏庶家である。また、元龜元年の織田信長による敦賀金ヶ崎城攻めの時、討死にした者の中には「前波藤五郎」が見えるが、これも別系統

で、先の「越前国城蹟考」に「朝倉家 前波藤五郎」の屋敷跡は足羽郡宇坂郷小和清水（現美山町）に記載されている。

三、朝倉景紀時代以後の敦賀郡奉行人制 敦賀郡司の章節で、すでに述べたように、

享祿三年（一五三〇）以降には郡司は朝倉教景から教景（宗滴）の養子の九郎左衛門尉景紀に移譲され、次いで永祿元年（一五五八）以降、景紀の孫九郎景光へ譲られた。ところが、永祿七年九月一日に加賀出陣中に孫九郎景光が自害すると、景光の弟、松林院応瑩が還俗して中務大輔景恒となり敦賀郡司を継承した。しかし、元龜元年の織田信長による朝倉攻めで敗北した景恒が金ヶ崎城を退城するが、江北の浅井氏が織田氏に離反して織田勢が撤退すると朝倉義景は再び敦賀郡を回復した。しかし、その後敦賀郡奉行制のみは存続しても、実質的には敦賀郡司不在のまま朝倉氏の滅亡を迎えた。

朝倉景紀の郡司時代に入ると、敦賀郡奉行人の一部に代替があった。天文二年十月十一日の「中村宗直等連署書状」〔No24〕から同

天文十一年七月十日付「富田吉清・小河吉持・中村宗直連署書状」〔No34〕までは、中村七郎左衛門尉宗直・富田中務丞吉清・小河式部丞吉持の三人が主として郡奉行人の職にあり、時には天文四年十月七日付「笠松吉久・

中村宗直連署書状」〔No27〕の如く、「笠松（宗左衛門尉）吉久」との連署書状や、（天文七年）四月五日付「小河吉持・中村久棟連署書状」〔No30〕の如く、中村七郎左衛門尉宗直の子息と思われる「中村弥三郎久棟」との連署書状など、三人以外の奉行人も確認され、数人による奉行人制も存在したらしい。なお、「当国御陳之次第」の天文十九年八月二十三日に足壇国境まで出陣した「小河・富田・朝倉才兵衛殿」の「小河・富田」は、小河式部丞吉持・富田中務丞吉清であり、武将としての活躍も知られる。

ところで、郡司代にも擬制された「前波吉長」が消えた後の朝倉景紀郡司の後期時代の天文十六年九月二十日付「三反崎（勸解由左衛門尉）紀存・上田（兵部丞）紀勝連署書状」〔No36〕からは上田氏が再び奉行人として登場し、元龜元年（一五七〇）までの朝倉景光

・景恒郡司まで、三反「段」崎紀存・上田紀勝による両人の郡奉行人制が続いた。「紀存・紀勝」の実名も郡司朝倉景紀の「紀」の一字拝領であろう。この両人はともに、元亀元年の織田信長による朝倉攻めの時に敦賀郡金ヶ崎城に盾籠って戦死した。ただ、三反崎勸解由左衛門尉紀存は朝倉教景時代からの家臣であったとみえ、敦賀から遠く離れた教景の知行所の坂井郡の九頭竜川下流の左岸にあった朝倉家の祈願所で大破となった岸水寺の修理を本寺の三国湊の竜谷寺へ教景の奏者として命じており、敦賀でも三反崎紀存単独で奉書を発給する場合もあり、上田氏よりも上席であったと考えられる。

なお、年末詳九月十八日「受天庵宗瑛・野田見性連署書状」の内容を検討すると、「陣夫」につき「伊冊（朝倉景紀）御進退の儀二候之間、陣就加相立者、従河嶋可被召遣儀二候処」とあり、一乗谷奉行人の梅野三郎右衛門尉吉仍・藤田八郎左衛門尉吉連両人と敦賀奉行人の両方に伝達しているから、受天庵宗瑛・野田庵宗瑛・野田左京入道見性は河嶋庄に存住した伊冊の代官であろう。

松原 朝倉氏による敦賀郡支配の変遷(上)

四、敦賀郡奉行人支配下の小奉行(下代) 初め奉行人の一人であった前波吉長は、多忙な郡司を補佐するための郡司代にも擬制されたが、一方、敦賀郡奉行人の配下には小奉行(郡奉行代「下代」)を置いて治政の円滑を図った。すなわち、永正五年十月十八日付の西福寺領の田地支証状「中村房信証状」[No.6]の「端裏書」に「小奉行中村次郎左衛門ヨリ」とあるのがこれで、同じく永正四年九月二十九日付の西福寺領の道口公文名と同嶋郷之内田地に関する「岩次(五郎左衛門尉)吉久証状」[No.4・5]の岩次吉久も小奉行と考えられ、下地の田地支証状などの発給は郡奉行人に代わって執行したらしい。このように小奉行人制の配置は時期的にも早く、教景の郡奉行人制が整備されると同時に置かれたことになり、やがて、永正十六年十一月七日付の「岩次吉基・中村宗直連署状」[No.14]では、岩次吉久の子思われる岩次吉基は後に郡奉行人に昇格していくが、この宛先「大西五郎右衛門・小武三郎兵衛尉」などの両名もやはり小奉行人であろう。

小奉行人は景紀時代以降も続き、天文十一年七月十一日付「養源庵周命・高柴五郎右衛門宗栄連署書状」[No.35]によると、前日の「御神祭魚物御肴之儀」についての郡奉行人連署書状「No.34」を田浦の刀禰宛に伝達しているが、養源庵・高柴の両名も小奉行人であろう。朝倉景紀郡司時代の後期以降に三反「段」崎・上田の両氏による郡奉行人制に移ると、小奉行人も永禄元年の連署状「No.37」から小木宗右衛門直恒・府南彦左衛門入道宗珍に替わり、少なくとも永禄十三年までの史料で確認される。

なお、小奉行人は「下代」とも呼ばれたらしく、(永禄十一年)十月二十一日付「紀胤書状」[No.43]によると、西福寺領の委細については「紀存・紀勝(郡奉行)ヨリ下代迄、以折紙被申上候」とあり、同十一年四月の「川舟座人申状」の宛名「No.41」や、永祿寺の代方五分巻四〇〇文の受取状の宛名「No.48」にも「両御下代まいる」とあり、在地に密着した申状の收受や寺庵に対する「寺庵五分之一」の徴収などに従事した下役人であった。

〔注記〕

- (1) 「朝倉景紀書状」〔善妙寺文書〕五号・六号・七号『県史』資8所収)
 「平松文書」六号(敦賀市史)史料編二卷)
 「山岸長家文書」〔県史〕資5)
 (2) 「三反崎(勘解由左衛門尉)紀存・上田(兵部丞)紀勝」兩名の郡奉行人の証徴は、天文十六年以後、永祿元年六月二十七日付「小木直恒・府南宗珍連署書状」〔No37〕、永祿十一年十月十八日付「三反崎紀存・上田紀勝連署書状」〔No41〕、永祿十一年十二月十七日付「三反崎紀存・上田紀勝連署書状」〔No43〕。
 (3) 年未詳十二月十三日付「岸水寺衆僧申状」〔滝谷寺文書〕『県史』資4)
 (4) 永祿八年四月七日付・年未詳三月十五日付「三反崎紀存書状」〔No38〕・〔No46〕
 (5) 「西福寺文書」二二〇号・二二二号(『県史』資8)
 (6) 永祿十一年十月十八日付「三反崎紀存・上田紀勝連署書状」〔No41〕の宛名・同十三年二月四日付「善妙寺寺領指出写」の宛名〔No44〕
 (7) 同十三年二月十二日付「小木久守・府南宗珍納所状」〔No45〕。なお、この文書から「小木直恒」が「小木久守」に替わっている。